

## 京都市上下水道局告示第34号

令和4年4月1日以降に、京都市上下水道局が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負、工事の設計若しくは監理及び測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等（以下「測量・設計等」という。）の委託の契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び資格審査の申請方法等について、次のように定め、告示します。

令和3年9月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

### 1 競争入札参加資格の要件等

(1) 競争入札に参加しようとする者は、管理者が必要と認める場合を除き、次に掲げる資格を有する者でなければならないこととします。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。

ウ 法人税又は所得税及び消費税（これらの税のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定によりその納税を猶予されたものを除く。）の未納がないこと。

エ 京都市の市民税及び固定資産税（これらの税のうち、地方税法附則第59条第1項の規定によりその徴収を猶予されたものを除く。）の未納がないこと。

オ 京都市の水道料金及び下水道使用料（「新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払猶予通知書」により、その支払を猶予されたものを除く。）の未納がないこと。

カ 建設工事の請負に係る競争入札に参加しようとする者にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、小修繕を除く。

(ア) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでいること。

(イ) 同法第27条の23第1項の規定による審査（経営事項の審査）を受けていること。

(ウ) 次に掲げる届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

- a 健康保険法第48条の規定による届出の義務
- b 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務
- c 雇用保険法第7条の規定による届出の義務

キ 上記カに定めるもののほか、法令の規定により、当該営業について、免許、許可、登録等が必要な場合は、当該免許、許可、登録等を受けていること。

ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 競争入札に参加しようとする者に相続、合併その他によって営業の承継があった場合においては、上記(1)イからオまでに掲げる資格について、前営業者の資格を承継するものとみなします。

## 2 競争入札参加資格の審査

### (1) 競争入札参加資格の種類

競争入札参加資格は2種類に分かれており、それぞれの資格ごとに申請を受け付け、審査を行います。競争入札参加資格の種類は以下のとおりです。

#### ア 工事

建設工事の請負の契約に係る競争入札における参加資格

#### イ 測量・設計等

測量・設計等の委託契約に係る競争入札における参加資格

### (2) 申請先

ア 「工事」及び「測量・設計等」に申請する場合は、京都市、京都市交通局又は京都市上下水道局から申請先を選択してください。

なお、複数を選択することもできます。

イ 「工事」と「測量・設計等」に重複して申請することはできません。

### (3) 申請書類

#### ア 提出書類

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書
- (イ) その他管理者が別に定める書類

#### イ 入手方法

申請書類は、京都市行財政局管財契約部契約課のホームページで令和3年9月13日（月）からダウンロードすることができます。

(4) 提出方法

申請書類の提出は、郵送により行ってください。

ア 受付期間

令和3年10月5日（火）から同年11月16日（火）まで（消印有効）

イ 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局管財契約部契約課 資格申請受付担当

3 結果通知

競争入札参加資格審査結果通知書により、審査の結果を通知します。

4 競争入札参加資格の有効期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

5 問合せ先

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階 京都市上下水道局総務部契約会計課

電話 075-672-7728

(上下水道局総務部契約会計課)